

国際競技会派遣選手選考規程

(目的)

第1条 本規程は、フィンスイミングに関する国際競技会に選手を派遣する上での、代表選手の選考に関する事項を明確にすることを目的とする。

(選考委員会)

第2条 選考委員会は、競技委員会より推薦され、理事会が承認した選考委員により組織される。

- ② 選考委員長は、選考委員の中から理事会により指名される。
- ③ 国際競技会派遣選手は、選考委員会の選考結果に基づき、理事会が承認・決定する。

(適用競技会)

第3条 選手を派遣する国際競技会は、以下のとおりとする。

- (1) 世界選手権
- (2) アジア選手権
- ② 前項に定める以外の国際競技会については、理事会において派遣要否を都度決定する。

フィンスイミング

(選考競技会)

第4条 フィンスイミング日本選手権大会を国際競技会派遣選考大会とする。

- ② オープンウォーター種目は、前項の競技会に加え、別途選考対象の競技会を追加する場合がある。

(派遣標準記録)

第5条 国際競技会への派遣標準記録は、競技委員会にて決定する。

- ② 派遣標準記録は、第4条にて定められた競技会の開催前に公表する。

(選考基準)

第6条 第4条に定める競技会において、第5条に定める派遣標準記録を上回った者を日本代表選手とする。

- ② 予選・決勝のある種目については、決勝の記録を対象とする。
- ③ リレー種目がある種目については、当該種目の第一泳者の記録は対象としない。
- ④ 派遣標準記録突破者が多数の場合は、成績上位者から順に選考する。
- ⑤ 同タイムの者がいる場合、選考委員長の判断により、スイムオフを行う場合がある。その場合、スイムオフに参加できない者は選考対象から外れる。

第6条の2 リレー種目は、それぞれの該当する個人種目の記録を対象として選考する。

- ② 例えば4×200m サーフिसリレーの代表選手選考の場合、200m サーフイスの記録を対象として選考する。

第6条の3 第4条に定める競技会において、派遣標準記録突破者がいない種目、および、派遣標準記録突破者数が国際競技会の派遣人数枠に満たない種目(リレー競技を含む)については、当該競技会で上位の成績を収めた者のうち、第②項に記載の観点も加味し、選考委員会において3名以上の委員の推薦に基づき選考を行う。

- ② 前項の選考にあたっては、過去の大会での実績や将来性、合宿等の日本水中スポー

ツ連盟の活動への参加実績等も参考とする。

第6条の4 ユースおよびジュニアの選考は、第6条、第6条の2、第6条の3の定めのほか、各種大会・合宿等の日本水中スポーツ連盟の活動への参加実績を重視する。そのため、特別強化および強化の指定を受けた者を優先的に選考する場合がある。

(国籍)

第7条 IOC憲章の国籍条項に準ずる。

(除外規定)

第8条 国際競技会派遣選手として選考された者、もしくはその候補となる者が以下に該当する場合、本規程の選考基準の到達如何にかかわらず、その対象から除外される場合がある。

- (1) 国際派遣の目的を理解せず、日本水中スポーツ連盟の方針に従わない者
- (2) 日本水中スポーツ連盟並びに会員にとって不利益となる商業行為、及び、参加者個人の利益を目的とした商業行為
- (3) 帯同する監督・コーチ等の役員や競技会役員の指示に従えない者
- (4) その他、社会通念上の公序良俗に反する行為を行った者

(申立)

第9条 選考結果に対する質問・抗議等の申立は、文書により日本水中スポーツ連盟事務局を通じ、理事会に対して行う。

- ② 事務局ならびに理事会は、質問・抗議等の申立を受けた場合には、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努める等、適切に処理するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

附則1 本規程は、平成25年4月1日から施行する。